

統一運動関東同盟

暫定規約草案

第一章 名称

本同盟は統一運動関東同盟と称す。

第二章 目的

本同盟は左の目的を有す。

- 一、全国統弊各の即時実現。
- 二、全国の単一産業階級党としての労働党の積極的支持。

第三章 構成

本同盟は左の成員を以て構成す。

- 一、本同盟の目的を承認する組合、但し全国的組織を有する組合は其の副次的組織を通じて加盟するものとす。
- 二、団体として加盟し能はざる組合は其の存在を認めず。

第四章 組織及構成

第一節 地方組織及構成

第四條 地方同盟は第三條に規定せる成員を以て組織す。

第五條 地方大会——地方同盟の最高機関にして毎年定期に開催し、委員長之を招集す。但し委員会若しくは同盟員三分の二以上の要求ありに於ては臨時大会を召集するものとす。大会は委員の比率は委員会に於て定む。

第六條 地方委員会——大会に次ぐ最高機関にして大会に於て加盟団体別の一定比率（組織員数比例）に依り選出されたる委員を以て構成す。定期に開催し、又委員会を常任委員会選挙の要求ありに於ては委員長之を召集す。

第七條 常任委員会——地方委員会より互選に依り若干名を以て構成し、会務を処理す。

第八條 本同盟各加盟団体は同一地域に於て地方委員会を統制の下に委員会を設置するものとす。地区委員会の内規は別に之を定む。

第二節 専門委員会

第九條 本同盟に在りての専門委員会を設置し、委員若干名、部長一名を以て構成し、委員会を統制の下に置くものとす。

- (一) 政党対策委員会
 - (二) 労農統弊各対策委員会
 - (三) 多議院援会
 - (四) 出版教育委員会
 - (五) 産業別整理対策委員会
 - (六) 経理部委員会
- 但し全国委員会承認を経て専門部を増設することを得。

第五章 役員

第十條 本同盟は左の役員をおく。